

## 第9回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成25年12月13日（金）  
開 会：10時00分  
閉 会：12時00分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第1委員会室
3. 出席委員 野原建一 委員（会長） ・ 山内文雄 委員（副会長）  
荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員 ・ 栗部秀道 委員  
八谷るりこ 委員 ・ 佐藤浩子 委員 ・ 小田恵子 委員  
今村舞由美 委員 ・ 齊森大助 委員
4. 欠席委員 正木みどり 委員
5. 出席職員 企画課長 兼森 博夫  
自治振興課長 岡野 茂  
企画課政策推進係長 中田 博章  
企画課政策推進係 横山 敬之  
企画課政策推進係 出口 聡
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

## 第9回庄原市行政経営改革審議会次第

平成25年12月13日(金)  
庄原市役所 5階第1委員会室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議事

「第2期庄原市行政経営改革大綱」の策定について

#### (1) 答申素案の検討について

- ・「まちづくり基本条例の実践」【資料No.23-1】
  
- ・「市民への適切な情報提供と参画機会の拡大」【資料No.24-1】
  
- ・「自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進」【資料No.25-1】

### 4. その他

### 5. 閉 会

## 会 議 経 過

### 1 . 開 会

### 2 . 会長あいさつ

第9回行政経営改革審議会となります。この審議会もいよいよ審議終盤に差し掛かってきたところですが、庄原市の大事な事案であるので、引き続き忌憚のないご意見をお願いしたい。

### 3 . 議事

#### (1) 答申素案の検討について

「まちづくり基本条例の実践」について【資料No.23-1】、「市民への適切な情報提供と参画機会の拡大」【資料No.24-1】、「自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進」【資料No.25-1】について資料により事務局が一括説明

委 員：まちづくり基本条例の子ども向けリーフレットは、いつ、どのようなかたちで配布したのか。

事務局：平成25年5月に市内の小学校5・6年生に配布した。今後も増刷を行い中学生などへも配布をしたい。

委 員：市政懇談会で出された意見に回答し、活かしていくための体制づくりがなされていないと思う。市民の意見を聞く旨の記載はあるが、意見を市政に反映し、実行していくための取り組みを行う旨を答申に記載してほしい。

事務局：意見をいただいて回答することは当然のことであり記載するが、現在の市政懇談会は、事前に自治振興区で質問を取りまとめ、内部検討を行い、それぞれの自治振興区に文書で回答をしているが、市政懇談会の当日に出された意見については、概要を広報しようばら等でお知らせしている。個々具体の回答が必要なものは、ご指摘のとおり回答するシステムになっていないので、記載を追加し、答申を整理する。

会 長：寄せられた意見を受けとめる旨を記載しておく必要がある。

委 員：現時点で、電子メール等で意見を受け付ける制度があるのか。

事務局：ホームページに市役所の代表メールアドレスを掲載しており、こちらに寄せられた情報や意見は、総務課を通じて所管課に送付し、必要に応じ回答をしている。

委 員：市民から質問や問い合わせを行っても回答がないとの声を聞く。これは、市役所に限ったことではないかもしれないが、即答できないのであれば、とりあえずその旨の返答を行っておくことが必要ではないか。そうしないと市民には不信感が生じ、感情的になることもある。人材育成の中で、そのような対応についても取り組んでいくことになるのかもしれないが、特に異動引継時に遺漏のないよう取り組んでほしい。

会 長：市民の意見に対して、返答を行うことは大切であるので、事務局で検討し、所管課において回答できることは、きちんと回答するよう努めてほしい。

委 員：まちづくり基本条例の5つの原則の中で、当時の策定委員会では、「情報共有」を一番、重視した。市民が主役のまちづくりを推進するためには、情報提供・情報共有のあり方が重要であると思う。

その中で、「問題提起型の情報提供」という記載を加えたが、事務局として具体的に考えている対応手法や今後の情報提供の考え方について意見交換を行いたい。

事務局：市の役割は、市民主役のまちづくりの啓発及び条件整備であると考え。情報共有については、自治振興区のセンター化と再編が完了したことにより、次のステップとして、これまで個別の自治振興区で地域課題の解決に対応してきたが、自治振興区連合協議会等の全体的な組織が成熟することにより、連携・情報共有が推進されるものと考えている。また、自治振興区は、地域の振興活動を行うが、今後は、地域を越えたテーマで活動を行う、NPO等の活動も活発となるよう取り組んでいきたい。

情報には市が市民に知っていただきたい情報と市民が知りたい情報と2つあると思う。税金の未収額は知らせてもいい情報であるが、広報紙やホームページには掲載されておらず、これは市の考え方というより所管課の方針になると思うが、共通的に知っていただく必要があると思う。

また、整備が予定されている防災行政無線の有効活用についても検討が必要であり、ホームページについても改善の余地があると考え。

委員：まちづくり基本条例の趣旨に沿った施策であるかチェック体制の確立はどのように行うのか。

答申に記載するのは簡単であるが具体的にどのような手法で行うのか意見交換を行いたい。

事務局：答申案に提案いただいている「行動計画の策定」や「まちづくり委員会の設置」、「チェック機能の確立」は、取り組みがなされていない事項であり、まずはこれらに取り組むことにより、職員の意識改革、組織体制整備を考えていきたい。

「チェック機能の確立」については、今年度から試行実施する行政評価の中で、まちづくり基本条例の趣旨に沿っているかの評価項目を設定することが考えられる。また、まずは事業を判断する管理職への意識付けが必要であり、行動計画の策定に各管理職が関わる等の取り組みが必要と考える。

委員：地域振興計画は、委託し外注により作成しているのか自治振興区と住民だけで作成しているのか。

事務局：自治振興区によって様々であるが、自ら作成される場所や外注される場所、ワークショップをコンサルの助言をいただき開催される場所がある。

委員：住民に危機感が伝わっておらず、意識の共有ができていないため、行政経営改革に理解が示されていない状況にあり、支所単位でこのような場が開催できればいいのではないかと。私たちもそれぞれの所属組織内で伝えていくことが必要である。また、子ども達もリーフレットが配られ、先生、PTAも連携して取り組みをしていく必要がある。

会長：現在、PTA等と連携をとった取り組みがされているのか。

事務局：まだ、そのような取り組みは行っていないが、今後は次の段階に進んでいきたい。

委員：少しずつ課題意識を持った人が膨らみ、地域の中で話し合う場が「まちづくり委員会」であり、本来、こうした活動に交付金が使われるべきではないか。

委員：意見を集約する場に行政の職員が少ないことが多く、これら支所の職員数が減少すれば、支所はまちづくりに関わりを持たなくなり、地域との情報の伝達や危機意識の共有ができなく

なるのではないか。

委員：自治振興区と住民との繋がりが薄く、役員にも女性が少なく生活者としての女性の意見が取り入れられにくい。ひとりひとりがまちづくりに参画しているという意識が持てる仕組みが必要である。

委員：まちづくり基本条例の啓発パンフレット等、様々なツールが作られているが思いが届いていないし、庄原市のホームページのトップページにも掲載されていないので、作っただけで終わりにしてはいけない。

委員：福祉ばかりに頼ると自治の力が弱くなる。デイサービスに通うようになり、街に元気な高齢者をみかけなくなり、走るのは福祉車両ばかりになっては、繋がりもなければ財政的な負担も計り知れなくなる。もう少し福祉と自治振興が近づき、そのネットワークを繋ぐ役割をまちづくり委員会で担ってほしい。

また、まちづくり基本条例の視点をもって福祉業務に携わらないといけないので、市内のケアマネージャー等は、参加意識を育てるためのまちづくり基本条例の研修を義務化するくらいの取り組みを行い、リーフレットについても、子ども編だけでなく事業所編や介護予防編等、色々な層で、このような取り組みがまちづくりであるということを示すといいのではないかと。

委員：まちづくり条例を知らずして参画はできないので、啓発は徐々に実施するというのではなく、市、市民が協力しスピード感を持って一気に浸透を図らないといけない。

会長：スピード感を持って実施することは、非常に重要であり高校生や中学生にも啓発が行きわたるようお願いしたい。

委員：自治振興交付金の補正率について、合併時に協議が行われたのであろうが補正率の根拠について伺いたい。

事務局：単純に言えば、地域内の人口が少ないところが補正率が高く、地域内での活動を考えると不利なるということを検討したものである。

委員：地域ごとに均等割り人口割りの割合が異なるがなぜか。

事務局：交付要綱では、旧市町の7つの地域への配分基準までが規定されており、各地域の枠の中で各地域内の自治振興区への配分率は、本庁は自治振興課長が支所は支所長が定めることとしている。

委員：振興交付金の額が年2、3千万円増えているが要因は何か。

事務局：振興交付金は、合併以来ほとんど変わっていないが、特別振興交付金は、自治振興センター化した振興区に交付するものでありセンター化の年度が異なり年々増加している。

委員：担当課として、どこに課題があるか。

事務局：22の振興区に再編され、自治振興区連合協議会でも意見が出されているのが補正率の関係で1人当たりの交付単価に差異があり課題としてだされている。

委員：答申案にあるようにゼロベースからの見直しであるとか、再編前の交付総額維持にとらわれない見直しなどの方針に基づいた再配分をどのような手続きで実施するのか。自治振興区のあり方を含めて検討を行う必要がある。

事務局：行政評価の中でも大きな課題として認識しているが、歴史的な経過と合併当初は県の補助金

措置があり県補助は5年間で終了した、当時の市の判断では市費で継続するとのことであったがこれのあり方、配分基準、自治振興区での使途の情報を集め課題を整理し検討する必要がある。

委員：子ども用リーフレットになぜ名前を記入する欄があるのか。また、保育所や低学年から、まちづくりについての教育を行う必要があると考えるが、なぜ小学校5、6年生に限定するのか。

事務局：氏名記入欄は、それほど意味はないが誰の持ち物かわかるように付けたものと思われる。まちづくりは、行政も啓発ツールの作成を行うが、市民も知るために動いていただくことが必要と考える。

委員：名前を書くようになっているのであれば、何らかの動きを行うというメッセージであると思うので、それが生きるようにしてほしい。

委員：自治振興区から自治会に配分する基準があるのか、また、市は使途内容を把握しているのか。

事務局：自治振興区の決算により自治会への配分額及び自治振興区での使途は把握しているが、自治会での使途までは把握していない。

委員：人口割りで配分され、使い切ることに力をいれるか、不測の支出に備え積み立てているのが現状であると思う。このような状況を解消するために活動を主体とした配分とした場合の配分決定は、どこの機関が行うのか。

事務局：自治振興区への配分は、市の要綱に定めており市長が決定することとなる。

委員：各自治振興区への配分割合を連合協議会等で決定審査するのであれば、利害関係もあり問題があると思う。

事務局：個々に補助額が増えた減ったの議論するときりがなく、どういう理念を持って基準を定めるかが重要である。

委員：自治会での交付金の使途について、活動に見合った支出であるか等をチェックする必要があるのではないかと。

委員：各自治会で総会を行っていけば、決算書が作成されており把握は可能ではないかと。

事務局：規約がなく総会も行っていない自治会もあるため、現状では把握しきれない状況である。

委員：公金である交付金を使用すると組織からすれば、規約や決算書を作成するのが当然ではないのか。

事務局：こうした現状があるので、答申案にある自治会の定義や自治振興区と自治会の役割をルール化するなどの項目はこうした課題を解消する意図がある。

委員：現状では、自治振興区が自治会の運営に積極的に関与することは難しく、自治振興区が自治会の監査を行う等の指針を市が示すべきではないかと。

事務局：これからは、市が一方的に決めるという時代ではなく、それぞれが協議しお互いに納得のうえ進めるべきであると考えている。

委員：問題をみんなで考えてということであったが、問題自体がみんなわかっていないので、問題をどのようにわかってもらえるかが重要である。

委員：問題という意識が共有されていない。まちづくり月間のようなものを作りみんなで考えることが必要ではないかと。

委員：仕組みを知らないというのが一番の問題であり、市を中心よりみんなを中心にということであったが、最初の話す場所をつくるきっかけ作りをしていただかないといけない。交付金については、使い切るのが前提の活動など有効な使用がされていない等の問題は明らかであり、ここで議論した内容を市政に活かしてほしい。

委員：市民の参画意識の醸成は非常に重要なことであり、問題提起型の情報提供の項目だけでなく、「自治振興区と協働する方策を実施する。」などの掲載を検討いただきたい。

委員：自治会が会計報告を自治振興区に報告していないということに驚いたが、やはりルールなくしてお金を配分するのは問題であると思う。

委員：計画・予算の消化で終わっているのではないかと。モニタリングを行い、交付金の活用状況の見直しが必要である。

委員：自治振興区振興交付金が聖域になっているように思えてならない。少なくとも使途がわからない税金の交付はありえないと思う。

会長：自治振興区振興交付金の財源は血税であり、ルール作りが必要であるという意見は出揃ったと思う。

会長：それでは、本日の審議は、この程度に留め、これで会議を閉じたいと思う。

次回は、平成26年1月の開催予定であり、詳細は、後日、事務局より通知する。

#### 4. その他

- ・次回審議会 平成26年1月開催予定

#### 5. 閉会